|  |  |
| --- | --- |
| 高知県産地パワーアップ事業費補助金交付要綱　新旧対照表 | |
| 改正後（新） | 現行（旧） |
| 高知県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱  第１条（略）  第２条  （略）  （４）農業者、農業者の組織する団体及び公社が実施する別表第２の（１）のアに該当する事業のうち、高知県農業再生協議会が産地パワーアップ計画を策定し、環境制御装置若しくは省力化・高度化につながる機器のリース導入又は省力化・高度化につながる資材の導入に要する経費（高知県環境制御技術高度化事業費補助金交付要綱に準拠するものに限る。）  第３条　前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）に係る補助対　象経費、補助率及び取組主体は、別表第１に定めるとおりとする。  第４条  （略）  ３　補助事業者（市町村、高知県農業再生協議会及び地域農業再生協議会を除く。）が第１項の補助金交付申請書を提出するときは、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない旨を証する納税証明書及び誓約書兼同意書（別紙参考様式２）を添付しなければならない。  ４　前項の規定にかかわらず、第２条第３号の規定に該当する場合に、第１項の補助金交付申請書を提出するときは、補助事業者は、間接補助金の交付を受けようとする者に県税の滞納がないことを確認するとともに、県に対する税外未収金債務の滞納がない旨の誓約書兼同意書を提出させなければならない。  ５　第３項の県税納税証明書は、県税の納税義務がない場合は、県税納税証明書に代えて、その旨の申立書（別紙参考様式３）を添付しなければならない。  第５条～第６条（略）  第７条  （略）  （２）補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約をすることができること。  （略）  （10）補助事業者（市町村、高知県農業再生協議会及び地域農業再生協議会を除く。）について、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。  第８条　補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、あらかじめ別記第４号様式による補助金変更承認申請書１部を知事に提出し、その承認を受けなければならない。  （１）～（２）（略）  （３）補助事業の施工箇所又は補助事業による施設等の設置場所を変更する場合  （４）別表第１の補助対象経費の増加又は20パーセントを超える減少の場合（減少の場合について、県が変更を要しないと認める場合を除く。）  ２　知事は、前項の補助金変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、又は、必要に応じて現地調査を行い、その適否を決定し、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。  第９条　補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において別記第５号様式による補助金遂行状況報告書１部を作成し、当該年度の１月20日までに知事に提出しなければならない。ただし、実施要綱別表２のⅠに該当する事業の場合は、この限りでない。  第10条  （略）  （１）第２条第１号の規定に該当する事業　実施要領別記３の別記様式第３－12号（効果増進事業）１部  （２）第２条第２号の規定に該当する事業　次に掲げる区分に定める書類  ア　実施要綱別表２のⅠ基金事業　補助事業の成果を記載した別記第６号様式による補助金実績報告書及び実施要領別記３の別記様式第３－11号（整備事業・生産支援事業）各１部  イ　実施要綱別表２のⅡ整備事業　補助事業の成果を記載した別記第６号様式による補助金実績報告書１部  （３）第２条第３号の規定に該当する事業　補助事業の成果を記載した別記第６号様式による補助金実績報告書及び各取組主体から提出された実施要領別記３の別記様式第３－11号（整備事業・生産支援事業）及び別記様式第３－12号（効果増進事業）に準ずる書類の写し（添付資料を含む。）各１部  （４）第２条第４号の規定に該当する事業　実施要領別記３の別記様式第３－11号（整備事業・生産支援事業）１部  ２　第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の補助金実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。  ３　第４条第２項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第１項の補助金実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第７号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。また、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかにならない場合又は当該消費税仕入控除税額等がない場合は、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年６月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。  第11条（略）  第12条  （略）  ３　補助事業者は、第１項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第10号様式による年度終了実績報告書を当該年度の３月31日までに知事に提出しなければならない。  第13条～第17条（略）  附　則  　この要綱は、平成28年５月９日から施行する。  附　則  　この要綱は、平成29年１月12日から施行し、平成28年５月９日から適用する。  附　則  　この要綱は、平成29年４月18日から施行する。  附　則  　この要綱は、平成30年４月１日から施行する。  附　則  　この要綱は、平成31年４月１日から施行する。  附　則  　この要綱は、令和元年８月15日から施行し、平成31年４月24日から適用する。  附　則  　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。  　　　附　則  　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。  別表第１（第３条、第８条関係）   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 事業 | | 補助対象経費 | 補助率 | 取組主体 | | 耕種作物に関する以下の事業 | |  |  |  | |  | １　整備事業（実施要綱別表２のⅠ基金事業において、Ⅱに準じて整備事業を行う場合を含む。） | (1)収益性向上対策  ア 育苗施設  イ 乾燥調製施設  ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設  エ 農産物処理加工施設  オ 集出荷貯蔵施設  カ 産地管理施設  キ 用土等供給施設  ク 農産物被害防止施設  ケ 農業廃棄物処理施設  コ 生産技術高度化施設  サ 種子種苗生産関連施設  シ 有機物処理・利用施設 | 事業費の２分の１以内（間接補助事業の場合を含む。）  次世代加算  補助対象経費の欄の(1)のコの施設のうち、次世代型ハウス※を整備する場合、次世代加算として、補助率を事業費の５分の３以内（間接補助事業の場合を含む。）とする。ただし、以下のア及びイの全てに該当する者が整備し、又は借り受ける施設に限る  ア 農業経営基盤強化促進法に基づき認定された認定農業者又は高知県青年農業士育成事業実施要綱に基づき認定された青年農業士  イ　第４条の規定により交付申請する年度の４月１日現在において45歳未満の者  ※次世代型ハウスとは、以下のアからウまでの全ての条件を満たすもの  ア 軒高2.5m以上  イ 耐風速50m/s以上  ウ 環境制御装置を標準整備 | (1)市町村  (2)公社  (3)土地改良区  (4)農業者（産地パワーアップ計画に取組の中心的な経営体として記載されたものをいう。以下同じ。）  (5)農業者の組織する団体（産地パワーアップ計画に取組の中心的な団体として記載されたものをいう。以下同じ。）  (6)民間事業者（産地パワーアップ計画に取組の中心的な団体として記載されたものに限る。以下同じ。）  (7)食品事業者  以下のアからウの場合に限る。  ア　大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売（以下「製造等」という。）を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合  イ　国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、でん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物処理・利用施設を整備する場合  ウ　国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病害虫まん延防止対策の取組を行う場合  (8)中間事業者（生産局長  等が別に定めるものに  限る。）  　 国産原材料サンプライ  チェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設の整備に限るものとする。  (9)流通業者（生産局長等  が別に定めるものに限る。）  青果物広域流通システ  ム構築の取組を対象と  した集出荷貯蔵施設の  整備に限るものとする。  (10)知事が中国四国農政  局長と協議して認める  団体  (11)コンソーシアム（生産局長等が別に定める場合に限る。） | | (2)生産基盤強化対策  　　ア 農業用ハウスの再整備・改修  ・生産技術高度化施設  　　イ 生産技術の継承・普及に向けた取組  (ｱ)栽培管理・労務管理等の技術実証  ・生産技術高度化施設 | 事業費の２分の１以内 | (1)市町村  (2)公社  (3)土地改良区  (4)農業者  (5)農業者の組織する団体  (6)民間事業者 | | (3)付帯事務費 | 事務及び指導等に要する経費の２分の１以内 | (1)市町村 | | ２　基金事業 | (1)収益性向上対策  　ア 生産支援事業  (ｱ)農業機械等の導入及  びリース導入に要する経  費 | 導入する農業機械等の本体価格の２分の１以内（間接補助事業の場合を含む。) | (1)市町村  (2)公社  (3)土地改良区  (4)農業者  (5)農業者の組織する団体  (6)民間事業者 | | (ｲ)生産資材の導入等に要  する経費 | 別表第２のとおり | | イ 効果増進事業  (ｱ)計画策定等に要する経費  (ｲ)技術実証に要する経費等 | 定額（２分の１相当）（間接補助事業の場合を含む。） | (1)高知県農業再生協議会  (2)地域協議会 | | (2)生産基盤強化対策  ア 農業用ハウスの再整  備・改修  イ 果樹園・茶園の再整備・改修  　ウ 農業機械の再整備・改  良  エ 生産装置の継承・強化に向けた取組  　(ｱ)産地における継承・強化体制の構築  　(ｲ)生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング  　(ｳ)円滑な継承のための生産装置の維持・管理  オ 生産技術の継承、普及に向けた取組  　(ｱ)栽培管理・労務管理等の技術実証  　(ｲ)新規継承・普及のための研修等による人材育成  　(ｳ)農業機械の安全取扱技術の向上支援  カ 全国的な土づくりの展開 | 補助対象経費の欄の(2)のア及びウの事業については、事業費の２分の１以内  補助対象経費の欄の(2)のイの事業については、事業費の２分の１以内（生産局長等が別に定める場合にあっては、生産局長等が別に定める額以内）  補助対象経費の欄の(2)のエ及びオの事業については、定額（生産局長等が別に定める場合にあっては、生産局長等が別に定める率又は額以内）  補助対象経費の欄の(2)のカの事業については、定額（ただし、生産局長等が別に定める単価に実施面積を乗じた額を上限） | (1)市町村  (2)公社  (3)土地改良区  (4)農業者  (5)農業者の組織する団体  (6)民間事業者  (7)高知県農業再生協議会  (8)地域協議会 | | ３　特別承認事業 | 高知県産業振興推進総合支援事業費補助金の交付要綱に定める特別承認事業の採択を受けた事業に要する経費 | ３分の２以内（間接補助事業の場合を含む。） | 「１　整備事業」又は「２　生産支援事業」の取組主体に準じる。 |   別表第２（第２条関係）（略）  別記  第１号様式（第４条関係）  （略）  所在地  市町村等長  (生年月日　　　　　　　　）  （略）  令和　年度において、別添１（別添２）のとおり産地生産基盤パワーアップ事業を実施したいので、高知県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第４条第１項の規定により、補助金 円の交付を申請します。  （略）  別添１  （略）  ２（略）  （注）２　高知県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱別表第１の「１　整備事業」のうち次世代加算に該当する場合は、「参考様式１生産技術高度化施設内訳」を添付してください。  （略）  ５　添付書類  　取組主体から提出された誓約書兼同意書（参考様式２）  別添２  （略）  ３　添付書類  　誓約書兼同意書（参考様式２）  参考様式２  誓約書兼同意書  私は、高知県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。  また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について関係市町村に提供することに同意します。  誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。  ・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金  　・農業改良資金貸付金償還金  　・林業・木材産業改善資金貸付金償還金  　・沿岸漁業改善資金貸付金償還金  令和　年　月　日  高知県知事　　　　　　様  所在地  （代表者　職・）氏名（自署）  参考様式３  （略）  住所又は所在地  氏名又は名称  （略）  第２号様式（第５条関係）  （略）  所在地  市町村等長  （略）  第３号様式（第７条関係）  （略）  所在地  市町村等長  （略）  第４号様式（第８条関係）  （略）  所在地  市町村等長  （略）  第５号様式（第９条関係）  （略）  所在地  市町村等長  （略）  第６号様式（第10条関係）  （略）  ３　添付書類は、高知県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第14条に定める財産管理台帳、補助金交付申請書に添えたもので変更がある書類及び市町村等長の補助金検査調書等とします。  所在地  市町村等長  （略）  第７号様式（第10条関係）  （略）  所在地  市町村等長  （略）  第８号様式（第11条関係）  （略）  所在地  市町村等長  （略）  第９号様式（第12条関係）  （略）  所在地  市町村等長  令和　年度高知県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金繰越承認申請書  （略）  第10号様式（第12条関係）  （略）  所在地  市町村等長  （略） | 高知県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱  第１条（略）  第２条  （略）  （４）農業者、農業者の組織する団体及び公社が実施する別表の２の（１）に該当する事業のうち、高知県農業再生協議会が産地パワーアップ計画を策定し、環境制御装置若しくは省力化・高度化につながる機器のリース導入又は省力化・高度化につながる資材の導入に要する経費（高知県環境制御技術高度化事業費補助金交付要綱に準拠するものに限る。）  第３条　前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）に係る補助対　象経費、補助率及び取組主体は、別表に定めるとおりとする。  第４条  （略）  ３　補助事業者（市町村、高知県農業再生協議会及び地域農業再生協議会を除く。）が第１項の補助金交付申請書を提出するときは、県税の滞納がない旨を証する納税証明書を添付しなければならない。  ４　前項の規定にかかわらず、第２条第３号に該当する場合に、第１項の補助金交付申請書を提出するときは、補助事業者は、間接補助金の交付を受けようとする者に県税の滞納がないことを確認しなければならない。  ５　第３項の県税納税証明書は、県税の納税義務がない場合は、県税納税証明書に代えて、その旨の申立書（別紙参考様式２）を添付しなければならない。  第５条～第６条（略）  第７条  （略）  （２）補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができること。  （略）  （10）補助事業者（市町村、高知県農業再生協議会及び地域農業再生協議会を除く。）について、県税の滞納がないこと。  第８条　補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、あらかじめ別記第４号様式による補助事業変更承認申請書１部を知事に提出し、その承認を受けなければならない。  （１）～（２）（略）  （３）補助事業の施行箇所又は補助事業による施設等の設置場所を変更する場合  （４）別表の補助対象経費の増加又は20パーセントを超える減少の場合（減少の場合について、県が変更を要しないと認める場合を除く。）  ２　知事は、前項の補助事業変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、又は、必要に応じて現地調査を行い、その適否を決定し、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。  第９条　補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において別記第５号様式による補助事業遂行状況報告書１部を作成し、当該年度の１月20日までに知事に提出しなければならない。ただし、実施要綱別表２のⅠに該当する事業の場合は、この限りでない。  第10条  （略）  （１）第２条第１号に該当する事業　実施要領別記３の別記様式第３－12号（効果増進事業）１部  （２）第２条第２号に該当する事業　次に掲げる区分に定める書類  ア　実施要綱別表２のⅠ基金事業　補助事業の成果を記載した別記第６号様式による補助事業実績報告書及び実施要領別記３の別記様式第３－11号（整備事業・生産支援事業）各１部  イ　実施要綱別表２のⅡ整備事業　補助事業の成果を記載した別記第６号様式による補助事業実績報告書１部  （３）第２条第３号に該当する事業　補助事業の成果を記載した別記第６号様式による補助事業実績報告書及び各取組主体から提出された実施要領別記３の別記様式第３－11号（整備事業・生産支援事業）及び別記様式第３－12号（効果増進事業）に準ずる書類の写し（添付資料を含む。）各１部  （４）第２条第４号に該当する事業　実施要領別記３の別記様式第３－11号（整備事業・生産支援事業）１部  ２　第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。  ３　第４条第２項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第１項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第７号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。また、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかにならない場合又は当該消費税仕入控除税額等がない場合は、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年６月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。  第11条（略）  第12条  （略）  ３　補助事業者は、第１項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第10号様式による年度終了報告書を当該年度の３月31日までに知事に提出しなければならない。  第13条～第17条（略）  附　則  　この要綱は、平成28年５月９日から施行する。  附　則  　この要綱は、平成29年１月12日から施行し、平成28年５月９日から適用する。  附　則  　この要綱は、平成29年４月18日から施行する。  附　則  　この要綱は、平成30年４月１日から施行する。  附　則  　この要綱は、平成31年４月１日から施行する。  附　則  　この要綱は、令和元年８月15日から施行し、平成31年４月24日から適用する。  附　則  　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。  追加  別表（第３条、第８条関係）   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 事業 | | 補助対象経費 | 補助率 | 取組主体 | | 耕種作物に関する以下の事業 | |  |  |  | |  | １　整備事業（実施要綱別表２のⅠ基金事業において、Ⅱに準じて整備事業を行う場合を含む。） | (1)収益性向上対策  ア 育苗施設  イ 乾燥調製施設  ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設  エ 農産物処理加工施設  オ 集出荷貯蔵施設  カ 産地管理施設  キ 用土等供給施設  ク 農産物被害防止施設  ケ 農業廃棄物処理施設  コ 生産技術高度化施設  サ 種子種苗生産関連施設  シ 有機物処理・利用施設 | 事業費の２分の１以内（間接補助事業の場合を含む。）  次世代加算  補助対象経費の欄の(1)のコの施設のうち、次世代型ハウス※を整備する場合、次世代加算として、補助率を事業費の５分の３以内（間接補助事業の場合を含む。）とする。ただし、以下のア及びイの全てに該当する者が整備し、又は借り受ける施設に限る  ア 農業経営基盤強化促進法に基づき認定された認定農業者又は高知県青年農業士育成事業実施要綱に基づき認定された青年農業士  イ　第４条の規定により交付申請する年度の４月１日現在において45歳未満の者  ※次世代型ハウスとは、以下のアからウまでの全ての条件を満たすもの  ア 軒高2.5m以上  イ 耐風速50m/s以上  ウ 環境制御装置を標準整備 | (1)市町村  (2)公社  (3)土地改良区  (4)農業者（産地パワーアップ計画に取組の中心的な経営体として記載されたものをいう。以下同じ。）  (5)農業者の組織する団体（産地パワーアップ計画に取組の中心的な団体として記載されたものをいう。以下同じ。）  (6)民間事業者（産地パワーアップ計画に取組の中心的な団体として記載されたものに限る。以下同じ。）  (7)食品事業者  以下のアからウの場合に限る。  ア　大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売（以下「製造等」という。）を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合  イ　国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、でん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物処理・利用施設を整備する場合  ウ　国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病害虫まん延防止対策の取組を行う場合  (8)中間事業者（生産局長  等が別に定めるものに  限る。）  　 国産原材料サンプライ  チェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設の整備に限るものとする。  (9)流通業者（生産局長等  が別に定めるものに限る。）  青果物広域流通システ  ム構築の取組を対象と  した集出荷貯蔵施設の  整備に限るものとする。  (10)知事が中国四国農政  局長と協議して認める  団体  (11)コンソーシアム（生産局長等が別に定める場合に限る。） | | (2)生産基盤強化対策  　　ア 農業用ハウスの再整備・改修  ・生産技術高度化施設  　　イ 生産技術の継承・普及に向けた取組  (ｱ)栽培管理・労務管理等の技術実証  ・生産技術高度化施設 | 事業費の２分の１以内 | (1)市町村  (2)公社  (3)土地改良区  (4)農業者  (5)農業者の組織する団体  (6)民間事業者 | | 追加 | 追加 | 追加 | | ２　基金事業 | (1)収益性向上対策  　ア 生産支援事業  (ｱ)農業機械等の導入及  びリース導入に要する経  費 | 導入する農業機械等の本体価格の２分の１以内（間接補助事業の場合を含む。) | (1)市町村  (2)公社  (3)土地改良区  (4)農業者  (5)農業者の組織する団体  (6)民間事業者 | | (ｲ)生産資材の導入等に要  する経費 | 別表の２のとおり | | イ 効果増進事業  (ｱ)計画策定等に要する経費  (ｲ)技術実証に要する経費等 | 定額（２分の１相当）（間接補助事業の場合を含む。） | (1)高知県農業再生協議会  (2)地域協議会 | | (2)生産基盤強化対策  ア 農業用ハウスの再整  備・改修  イ 果樹園・茶園の再整備・改修  　ウ 農業機械の再整備・改  良  エ 生産装置の継承・強化に向けた取組  　(ｱ)産地における継承・強化体制の構築  　(ｲ)生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング  　(ｳ)円滑な継承のための生産装置の維持・管理  オ 生産技術の継承、普及に向けた取組  　(ｱ)栽培管理・労務管理等の技術実証  　(ｲ)新規継承・普及のための研修等による人材育成  　(ｳ)農業機械の安全取扱技術の向上支援  カ 全国的な土づくりの展開 | 補助対象経費の欄の(2)のア及びウの事業については、事業費の２分の１以内  補助対象経費の欄の(2)のイの事業については、事業費の２分の１以内（生産局長等が別に定める場合にあっては、生産局長等が別に定める額以内）  補助対象経費の欄の(2)のエ及びオの事業については、定額（生産局長等が別に定める場合にあっては、生産局長等が別に定める率又は額以内）  補助対象経費の欄の(2)のカの事業については、定額（ただし、生産局長等が別に定める単価に実施面積を乗じた額を上限） | (1)市町村  (2)公社  (3)土地改良区  (4)農業者  (5)農業者の組織する団体  (6)民間事業者  (7)高知県農業再生協議会  (8)地域協議会 | | ３　特別承認事業 | 高知県産業振興推進総合支援事業費補助金の交付要綱に定める特別承認事業の採択を受けた事業に要する経費 | ３分の２以内（間接補助事業の場合を含む。） | 「１　整備事業」又は「２　生産支援事業」の取組主体に準じる。 |   別表の２（第２条関係）（略）  別記  第１号様式（第４条関係）  （略）  所在地  市町村等長　　　　　　　　印  （生年月日）  （略）  令和　年度において、別添１（別添２）のとおり産地パワーアップ事業を実施したいので、高知県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第４条第１項の規定により、補助金 円の交付を申請します。  （略）  別添１  （略）  ２（略）  （注）２　高知県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱別表の「１　整備事業」のうち次世代加算に該当する場合は、「参考様式１生産技術高度化施設内訳」を添付してください。  （略）  追加  別添２（略）  （略）  追加  追加  参考様式２  （略）  住所又は所在地  氏名又は名称　　　　　　　　印  （略）  第２号様式（第５条関係）  （略）  所在地  市町村等長　　　　　　　印  （略）  第３号様式（第７条関係）  （略）  所在地  市町村等長　　　　　　　印  （略）  第４号様式（第８条関係）  （略）  所在地  市町村等長　　　　　　　印  （略）  第５号様式（第９条関係）  （略）  所在地  市町村等長　　　　　　　印  （略）  第６号様式（第10条関係）  （略）  ３　添付書類は、高知県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱第15条に定める財産管理台帳、補助金交付申請書に添えたもので変更がある書類及び市町村等長の補助金検査調書等とします。  所在地  市町村等長　　　　　　　印  （略）  第７号様式（第10条関係）  （略）  所在地  市町村等長　　　　　　　印  （略）  第８号様式（第11条関係）  （略）  所在地  市町村等長　　　　　　　印  （略）  第９号様式（第12条関係）  （略）  所在地  市町村等長　　　　　　　印  令和　年度高知県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金に係る補助事業の繰越承認申請書  （略）  第10号様式（第12条関係）  （略）  所在地  市町村等長　　　　　　　印  （略） |